

総合計画について

1 総合計画とは

総合計画は、市民、行政、事業者が共にまちづくりを進めていくための基本的な指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

2 総合計画の策定根拠

地方公共団体の自由度の拡大を図ることなどを目的に、平成 23 年に地方自治法が改正され、基本構想を定める法的な義務付けが廃止されました。しかしながら、川越市では、総合計画がまちづくりの指針となる重要な計画であることに鑑み、その後も総合計画を策定していくこととし、総合計画の策定根拠として平成 26 年に「川越市総合計画策定条例」を制定しました。

■参考 1 総合計画の策定根拠

- ・昭和 44(1969) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の創設
- ・平成 23(2011) 年 地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務の廃止
- ・平成 26(2014) 年 川越市総合計画策定条例の制定
※条例第 3 条 『市は、総合計画を策定しなければならない。』

■参考 2 これまでの川越市総合計画

- ・川越市総合振興計画 昭和 47(1972)年度～昭和 60(1985)年度【計画期間 14 年】
将来都市像：川越の住民であることに誇りをもてる都市
- ・川越市総合計画 昭和 58(1983)年度～平成 7(1995)年度【計画期間 13 年】
将来都市像：明るい未来をつくる緑豊かな国際性のある文化都市
- ・第二次川越市総合計画 平成 8(1996)年度～平成 17(2005)年度【計画期間 10 年】
将来都市像：自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち
- ・第三次川越市総合計画 平成 18(2006)年度～平成 27(2015)年度【計画期間 10 年】
将来都市像：ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越
- ・第四次川越市総合計画 平成 28(2016)年度～令和 7(2025)年度【計画期間 10 年】
将来都市像：人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

3 現行計画【第四次川越市総合計画(平成 28 年度～令和 7 年度)】

現在、令和 3 年度を初年度とする 5 年間の後期基本計画が進行しています。

■参考 1 総合計画の構成

川越市総合計画策定条例では、“総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画からなる”と定められています。(第 2 条)

基本構想 (H28～R7：10 年間)

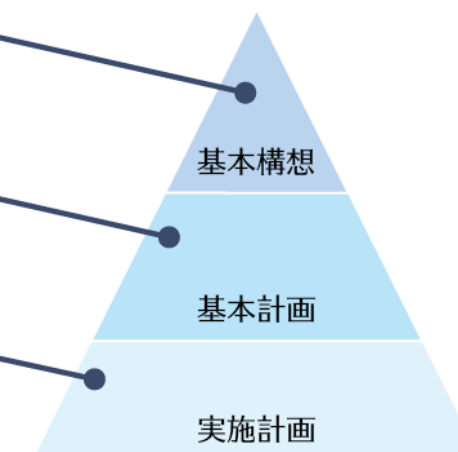
本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想です。

基本計画 (前期 H28～R2、後期 R3～R7)

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画です。

実施計画 (3 年計画) ※毎年度改訂

基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画です。



■参考 2 基本構想の構成、基本構想と基本計画の関係

